

## 津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議 開催要綱

### （目的）

第1条 津守下水処理場消化ガス有効利用事業について、公募型企画競争方式により優先交渉権者を選定するにあたり、技術的評価を含む事業目的設定の確認、本市の財政負担の軽減の確認などの評価に対して、客観性及び専門性を確保する観点から、外部の学識経験者等から意見を聴取することを目的とし、「津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議」（以下「本会議」という。）を開催する。

### （聴取事項）

第2条 本会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）事業者募集（募集要項、条件規定書、選定基準、事業契約書等）に関すること。
- （2）企画提案内容の審査及び優先交渉権者の選定に関すること。
- （3）その他、優先交渉権者の選定に関して必要なこと。

### （会議の委員）

第3条 本会議の委員は、前条に掲げる事項に関する有識者等の外部委員3名（学識経験者、民間の委員等）をもって構成する。

- （1）下水道・下水汚泥、消化ガス有効利用に関する知見を有する学識経験者
- （2）熱・エネルギーに関する知見を有する学識経験者
- （3）公共施設の整備事業に係る財務、会計の分野に精通した学識経験者

2 委員は建設局長が委嘱する。

### （会議の公開）

第4条 本会議は、非公開とする。

### （座長）

第5条 本会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、本会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

### （開催期間）

第6条 本会議を開催できる期間は、令和10年3月31日までとする。

(開催方法)

第7条 本会議は、本市指定場所またはオンラインで開催する。

2 第2条第1項については、委員からの書面等による意見の聴取をもって本会議の開催に代えることができる。

3 第1項の場合においては、一部の委員から、本会議での意見に代えて書面等による意見の表明を要望された場合、その意見を本会議の場で聴取したものとみなすことができる。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を人に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

2 委員は、別途定める「関係業者等との対応について」を遵守するものとする。

(事務局等)

第9条 本会議の事務局は建設局下水道部調整課（事業計画担当）が行う。

2 事務局は本会議にて資料作成、事業・資料説明等を行う。

3 事務局が委託したアドバイザー等は、事務局を支援する立場で会議に参加する。

4 事務局員、アドバイザー及びその他会議の場に出席した者は、会議を通じて知り得た情報を公表してはならない。但し、本市が公表した情報については、この限りではない。

5 事務局は必要に応じて関係部局に助言及び参加を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本会議の開催に関し必要な事項は、建設局長がこれを定める。

附 則 この要綱は、令和8年7月27日から施行する。